

港則法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

一	港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）（本則関係）	1
二	港湾運送事業法施行令（昭和二十六年政令第二百十五号）（附則第二条関係）	5
三	関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（附則第三条関係）	7
四	水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）（附則第五条関係）	8

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

都道府県	港名	港の区域
大阪府	(略)	(略)
阪南	(略)	(略)

都道府県	港名	港の区域
大阪府	(略)	(略)
大阪府	大阪	大阪北港北灯台（北緯三四度四分二四秒東經一三五度二四分九秒）から一〇度二、七六〇メートルの地点から二二四度七、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一八度三分四、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五一度三〇分四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二四度五、九九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、左門殿川辰巳橋及び中島川中島出来島橋各下流の大阪市の区域内の河川水面、東経一三五度二七分三八秒の線から下流の大和川水面、神崎川城島橋、淀川伝法大橋、正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、旧淀川船津橋及び端建蔵橋、尻無川岩松橋、木津川大浪橋、住吉川住之江大

	大阪府 兵庫
泉州	阪神
(略)	播磨塩屋港南防波堤灯台(北緯三四度三十七分五〇秒東經一三五度四分五〇秒)から六九度三〇分一、二六〇メートルの地点から九〇度三、九二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一二度五、四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七九度一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五五度一、七一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七三度三〇分七、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二四度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一八度三〇分四、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五一度三〇分四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一四度五、九九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度三〇分三、八三〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、東経一三五度二七分三八秒の線から下流の大和川水面、内川堅川橋、内川放水路古川橋、住吉川住之江大橋、木津川大浪橋、尻無川岩松橋、旧淀川端建蔵橋及び船津橋、六軒家川春日出橋、正蓮寺川北港大橋、淀川伝法大橋、神崎川城島橋、中島川中島出来島橋、左門殿川辰巳橋、旧左門殿川五合橋、蓬川蓬川橋、武庫川南武
泉州	(略)
泉州	(略) 橋、内川放水路古川橋並びに内川堅川橋各下流の河川水面並びに島屋北入堀、桜島入堀、安治川内港、三十間堀川、天保山運河、大正内港、福町堀、三軒家川及び木津川運河の各水面

	兵庫 兵庫県	
橋、宮川汐風橋、高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋並びに妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに木津川運河、三軒家川、福町堀、大正内港、天保山運河、三十間堀川、安治川内港、桜島入堀、島屋北入堀、東堀運河、北堀運河、中堀運河、西堀運河、新川運河及び兵庫運河の各水面	明石	
	(略)	

	兵庫 兵庫県	
神戸港第七防波堤東灯台（北緯三四度四〇分三秒東経一三五度一七分四五秒）から一〇度四、八〇〇メートルの地点から一七五度七、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七三度三〇分に引いた線、大阪港北境界線及び陸岸により囲まれた海面、中島川及び左門殿川辰巳橋下流の尼崎市の区域内の河川水面、旧左門殿川五合橋、蓬川蓬川橋、武庫川南武橋及び宮川汐風橋各下流の河川水面並びに辰巳橋西端と南武橋東端とを結んだ線以南の各運河水面	尼崎西 宮芦屋	神戸
明石	(略)	神戸港第七防波堤東灯台から一〇度四、八〇〇メートルの地点から一七五度九、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五九度一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇一度五、四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋、妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに新川運河及び兵庫運河の各運河水面

(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二(第二条関係)

都道府県	特定港	(略)	(略)	兵庫県	東播磨、姫路	(略)	(略)
大阪府	阪南、泉州	(略)	(略)	大阪府 兵庫県	阪神	(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二(第二条関係)

都道府県	特定港	(略)	(略)	兵庫県	尼崎西宮芦屋、神戸、東播磨、姫路	(略)	(略)
大阪府	阪南、大阪、泉州	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

港湾運送事業法施行令（昭和二十六年政令第二百十五号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第二（第三条関係）		別表第二（第三条関係）	
港湾	港湾の水域	港湾	港湾の水域
大阪	大阪北港北灯台（北緯三四度四〇分二四秒東経一三五度二四分九秒）から一〇度二、七六〇メートルの地点から二一四度七、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一八度三〇分四、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五一度三〇分四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一四度五、九九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、神崎川口右岸突端から一般国道二号の神崎大橋に至る同川右岸の線、同橋から一般国道二号及び一般国道二十六号に沿つて一般国道二十六号の新大和橋に至る線、同橋から大和川口右岸突端に至る同川右岸の線並びに陸岸により囲まれた区域内にある河川及び運河の水面、左門殿川辰巳橋及び中島川中島出来島橋各下流の大阪市の区域内の河川水面、東経一三五度一七三分三八秒の線から下流の大和川水面並びに内川放水路古川橋及び内川堅川橋各下流の河川水面	大阪	港則法施行令に規定する大阪港の水域のほか、神崎川口右岸突端から一般国道二号の神崎大橋に至る同川右岸の線、同橋から一般国道二号及び一般国道二十六号に沿つて一般国道二十六号の新大和橋に至る線、同橋から大和川口右岸突端に至る同川右岸の線並びに陸岸により囲まれた区域内にある河川及び運河の水面
（略）	（略）	（略）	（略）
尼崎西宮 芦屋	神戸第七防波堤東灯台（北緯三四度四〇分三四秒東経一三五度一七四分五秒）から一〇度四、八〇〇メートルの	尼崎西宮 芦屋	港則法施行令に規定する尼崎西宮芦屋港の水域のほか、左門殿橋下流の尼崎市の区域内の左門殿川の水面

(略)	高松	神戸	
(略)	(略)	<p>神戸第七防波堤東灯台から一〇度四、八〇メートルの地点から一七五度九、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五九度一一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇一度五、四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋及び妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに新川運河及び兵庫運河の各運河水面</p>	<p>地点から一七五度七、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七三度三〇分七、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四度三、三〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、中島川及び左門殿川左門殿橋下流の尼崎市の区域内の河川水面、旧左門殿川五合橋、蓬川蓬川橋、武庫川南武橋及び宮川汐風橋各下流の河川水面並びに辰巳橋西端と南武橋東端とを結んだ線以南の各運河水面</p>
(略)	高松		
(略)	(略)		

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（附則第三条関係）

改 正 案

別表第一（第一条関係）

(略)	兵	兵	大	大	(略)	都道府県
	庫	庫	阪	阪		港
(略)	東		阪	阪	(略)	名
	播		神	南		
	磨					

現 行

別表第一（第一条関係）

(略)	兵	兵	兵	大	大	(略)	都道府県
	庫	庫	庫	阪	阪		港
(略)	東	神	尼	大	阪	(略)	名
	播	戸	崎	阪	南		
	磨		西				
			宮				
			芦				
			屋				

（傍線の部分は改正部分）

水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

水先区 名称	区域
（略）	（略）
大阪湾水先区	兵庫県堺川口左岸突端から百八十度六千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県鶴崎まで引いた線、同地点から同県潮崎までの陸岸、同地点から同県沼島三ヶ崎まで引いた線、同地点から九十度一万八千五百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から和歌山県田倉崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに阪南港及び阪神港の区域に属する河川水面及び運河水面
内海水先区	兵庫県堺川口左岸突端、神戸第一南防波堤灯台（北緯三十四度三十九分五秒東経百三十五度十二分十六秒）、神戸第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分四秒東経百三十五度十五分十二秒）、西宮防波堤東灯台（北緯三十四度四十分二十一秒東経百三十五度二十一分三十五秒）、大阪南港南防波堤灯台（北緯三十四度三十七分四十二秒東経百三十五度二十三分二十二秒）、阪南港岸和田新東防波堤灯台（北緯三十四度二十九分二十四秒東経百三十五度二十二分十一秒）から四十五度二千七百メートルの

水先区 名称	区域
（略）	（略）
大阪湾水先区	兵庫県堺川口左岸突端から百八十度六千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から同県鶴崎まで引いた線、同地点から同県潮崎までの陸岸、同地点から同県沼島三ヶ崎まで引いた線、同地点から九十度一万八千五百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から和歌山県田倉崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに阪南港、大阪港、尼崎西宮芦屋港及び神戸港の区域に属する河川水面及び運河水面
内海水先区	兵庫県堺川口左岸突端、神戸第一南防波堤灯台（北緯三十四度三十九分五秒東経百三十五度十二分十六秒）、神戸第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分四秒東経百三十五度十五分十二秒）、西宮防波堤東灯台（北緯三十四度四十分二十一秒東経百三十五度二十一分三十五秒）、大阪南港南防波堤灯台（北緯三十四度三十七分四十二秒東経百三十五度二十三分二十二秒）、阪南港岸和田新東防波堤灯台（北緯三十四度二十九分二十四秒東経百三十五度二十二分十一秒）から四十五度二千七百メートルの

(略)	地点から三百十度三千メートルの地点、同県堺川口左岸突端から百八十度八千メートルの地点及び同県鷯崎を順次に結んだ線、同県潮崎から徳島県大磯崎まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県高島北西端を経て関崎まで引いた線、福岡県部埼から三百十度二千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から満珠島灯台（北緯三十三度五十九分四十一秒東経百三十一度一分三十六秒）まで引いた線、同灯台から六十二度三十分引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに水島港の区域に属する河川水面
-----	--

備考 (略)

別表第二（第四条、第五条関係）

大阪湾区	和歌山県田倉崎から二百三十九度三十分六千五百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度四千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県生石鼻まで引いた線、室津港西防波堤基点から北緯三十四度三十一分二十五秒東経百三十四度五十二分三十七秒の地点までの同防波堤、同地点から江井ヶ島港西防波堤灯台（北緯三十四度四十分二十四秒東経百三十四度五十四分三十九秒）まで引いた線、江井ヶ島防波堤、江井ヶ島	港又は水域の名称	区域	(略)
------	--	----------	----	-----

(略)	ルの地点から三百十度三千メートルの地点、同県堺川口左岸突端から百八十度八千メートルの地点及び同県鷯崎を順次に結んだ線、同県潮崎から徳島県大磯崎まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県高島北西端を経て関崎まで引いた線、福岡県部埼から三百十度二千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から満珠島灯台（北緯三十三度五十九分四十一秒東経百三十一度一分三十六秒）まで引いた線、同灯台から六十二度三十分引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに水島港の区域に属する河川水面
-----	--

備考 (略)

別表第二（第四条、第五条関係）

大阪湾区	和歌山県田倉崎から二百三十九度三十分六千五百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度四千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県生石鼻まで引いた線、室津港西防波堤基点から北緯三十四度三十一分二十五秒東経百三十四度五十二分三十七秒の地点までの同防波堤、同地点から江井ヶ島港西防波堤灯台（北緯三十四度四十分二十四秒東経百三十四度五十四分三十九秒）まで引いた線、江井ヶ島防波堤、江井ヶ島	港又は水域の名称	区域	(略)
------	--	----------	----	-----

備考 (略)	(略)	
	(略)	一号防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに阪南港及び び阪神港の区域に属する河川水面及び運河水面（高橋川 高橋川橋、新湊川駒栄橋及び妙法寺川古川橋各下流の河 川水面並びに新川運河及び兵庫運河の各運河水面を除く ）。

備考 (略)	(略)	
	(略)	一号防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに阪南港、 大阪港及び尼崎西宮芦屋港の区域に属する河川水面及び 運河水面